

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県社会福祉協議会会長 宮川 耕



令和7年度福祉施策等に関する要望について

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、少子高齢化や人口減少の進行、物価高騰などの複合的な要因により、孤独・孤立の問題の深刻化や生活困窮世帯の増加、地域福祉活動の担い手不足などの問題が全国的にみられています。

このような中、多様化する福祉ニーズに対して、宮城県内において各種団体が様々な課題を抱えながら支援を行っている状況がありますので、その取組がさらに促進されるよう、各種団体からの別添の要望につきまして、御配慮いただきますようお願いいたします。

また、県内の地域福祉の推進に向けて、本会から下記のとおり要望いたしますので、その実現に向けて御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備について

本会では、地域共生社会の実現に向けて県と共同で設置した「宮城県地域共生社会推進会議」において、専門部会を中心として、行政を中心とした体制整備への支援や地域住民による支え合い意識の醸成などに取り組んでいます。

昨年度、県内全市町村社協を対象に実態調査を行ったところ、地域福祉を推進するコミュニティソーシャルワーカーとしての役割を担う職員は、28社協に226人が配置されていますが、そのうちの約54%にあたる122人は、財源や人員の不足などを理由に兼任で配置されていることが分かりました。

また、地域における包括的支援体制を構築するための重要な事業である重層的支援体制整備事業に関しては、令和5年度までで1市1町（仙台市・涌谷町）が実施し、また重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業は2市1町（東松島市・富谷市・大河原町）が実施している状況にとどまっており、県内においては包括的支援体制の整備が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

つきましては、各自治体による社協の体制強化に向けた財源確保については、全国社会

福祉協議会も国に対して要望しているところではありますが、県内全ての市町村社協がそれぞれの状況に応じて、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う職員を適切に配置できるよう、市町村に対し、その財源措置について働きかけていただきますようお願いいたします。

重層的支援体制整備事業の実施につきましても、県内全ての市町村においての実施が早期に実現されるよう、引き続き未実施市町村への働きかけをお願いいたします。

2 生活福祉資金事業に係る相談体制整備事業予算の拡充について

新型コロナウイルス特例貸付（以下、「コロナ特例貸付」という。）の償還が令和5年1月から開始されました。総合支援資金に関しては、償還期間が10年間と長期に設定されたことにより、最低でも令和16年度まで債権管理が必要となり、その債権管理事務費については不足なく確保していただいています。

一方、コロナ特例貸付の終了後、通常的生活福祉資金の貸付件数は急増しており（コロナ特例貸付開始前の2倍程度の申請数）、市町村社協における相談支援業務の事務費や、社協の要請に基づいて借受人の調査や助言を行う民生委員の活動に見合う経費に不足が生じているほか、郵便料金の値上げなどにより通常事務費にも不足が生じています。

通常的生活福祉資金貸付対応のための体制整備事業の予算については、県から補助していただいておりますが、事務費についてはシーリング対象となっており、毎年度、予算額が減少しています。物価高等の影響を踏まえるとシーリング以上の影響が生じることとなり、民生委員児童委員の活動費補助については、相談件数に見合う支弁が急務です。

つきましては、通常的生活福祉資金貸付相談の増加、最低賃金の引上げや物価高騰に伴う人件費及び実費経費の上昇を踏まえ、生活福祉資金相談体制整備事業の事務費及び民生委員活動費の予算の拡充に御配慮いただきますようお願いいたします。

3 緊急時や災害時の困窮者に対する一時的な救済支援の在り方について

全国社会福祉協議会政策委員会が作成した「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書（令和4年12月）」（以下、「報告書」という。）では、コロナ特例貸付の取組を踏まえた国への要望事項が示されています。

報告書では、コロナ特例貸付は迅速な貸付が優先され、経済的に困窮している人に多額の借金を負わせることになったとの問題提起がされています。宮城県では49,477件の貸付を行いました。令和6年6月末現在で、約1,000件が自己破産で償還免除となっており、自己破産等の債務整理を行うために弁護士に相談した結果送付される受任通知は、日々、本会に送付されている状況にあります。

生活福祉資金については、単なる貸付ではなく、社協が民生委員との連携の下に、相談支援を通じて実施しているものであり、借受人の状況を把握せずに貸付を行うものではありません。本県のコロナ特例貸付の償還率は約51%（令和6年6月末現在）であり、借受人の約半数が償還困難な状況になっています。また、宮城県では東日本大震災時に特例貸付を実施していますが、いまだに約3割の借受人が未償還の状況にあります。

本会からも全国社会福祉協議会を通じて国に対し、緊急時や災害時の困窮者支援とし

て、生活福祉資金等の返済を条件とする貸付ではなく、緊急一時金等の新たな給付制度を創設することを要望していますが、宮城県からも国に対し、同様に働き掛けていただきますようお願いいたします。

4 市町村における権利擁護体制整備の支援について

国は、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の取組を推進するため、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度から令和8年度まで）を策定しました。この計画では、日常生活自立支援事業との連携を含む総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、地域連携ネットワークをつくり、その中核となる機関の整備運営を市町村単位で推進するとしており、また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、市町村において、成年後見制度利用促進の施策について、基本的な計画の策定と必要な措置を講じるよう求めています。

宮城県内で権利擁護支援の行政計画が策定されているのは26市町（令和6年6月1日現在）、中核機関を設置しているのは11市町（同日現在）にとどまっています。

また、日常生活自立支援事業については、県内27市町村において本会が直営で実施していますが、直営での実施では効率的な事業の実施や、総合的な権利擁護事業の一環として中核機関と連携・協力して実施することが困難であり、現在、市町村社協による事業実施となるよう、運営体制の見直しを進めているところです。

つきましては、県内の市町村において中核機関が整備され、成年後見制度の利用が促進されるよう個別の状況に応じた継続的な支援をお願いするとともに、利用者が必要とする支援を適切に提供できるよう、市町村において成年後見制度と日常生活自立支援事業が連携できる体制づくりに向けた働きかけをお願いいたします。

加えて、日常生活自立支援事業の運営体制が整備されるまでの間、本事業の実施に必要な予算が確保できるよう、国に対して個別の国庫補助協議を継続していただきますようお願いいたします。

5 福祉・介護人材確保のための処遇改善について

少子高齢化の進行や世帯構成の変化等により、福祉・介護サービスのニーズは増大しています。また、高齢者数の増加に伴い認知症の人も増加することが見込まれているなど、専門的な対応ができる人材の育成も求められている状況です。

このような中、国ではニーズに対応できる人材の養成・確保のための施策を推進しており、量的な人材の確保及び従事者の質的な向上を図っています。

福祉人材の養成・確保のための施策の一つである処遇改善については、これまで賃金改善の性質に応じた3つの加算制度が設けられていましたが、令和6年6月から制度が一本化され、算定要件の再編・統合や、加算率の引上げが行われました。一本化されたことにより、制度の複雑さや、加算の取得に係る事務作業の煩雑さが軽減され、より多くの社会福祉施設・事業所で制度が活用されることが期待されます。

近年、福祉人材の処遇改善に係る施策が進められ、福祉分野の賃金単価は増加傾向にあります。しかし、依然として全産業平均との賃金格差は大きく、福祉・介護ニーズの増大

や高度化に対応できる福祉人材の養成・確保を進めていく上での課題となっています。

つきましては、福祉人材の養成・確保を着実に進めていくため、福祉分野と全産業平均との賃金格差の縮小を図り、処遇改善加算額を更に拡充することを国に対して要望していただくようお願いいたします。

令和6年9月19日

各関係団体から宮城県への要望

目 次

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

- 1 生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）の増額 . . . p 1

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

- 2 宮城県における日常生活自立支援事業の市町村支援について . . . p 3

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会

- 3 生活安定資金貸付制度の抜本的見直しに係る国・県への働きかけについて . . . p 5

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

- 4 自治体等の公的情報を視覚障害者が取得しやすい形で提供していただきたい . . . p 7
- 5 地域生活支援事業の意思疎通支援における視覚障害者に対する代読・代筆を実施していただきたい . . . p 8
- 6 災害時要支援者の個別支援計画について . . . p 9
- 7 視覚障害者の外出支援サービスを確保していただきたい . . . p 10
- 8 宮城県でも盲導犬の医療補助を制度化していただきたい（他県において、全面無料化や横浜市等では一部補助されています） . . . p 11

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会

- 9 児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について . . . p 13

宮城県身体障害者施設協議会

- 10 障害福祉（介護）職員をはじめ福祉従事者への更なる基本報酬と処遇の改善について . . . p 17
- 11 物価高騰にて施設経営が著しく逼迫していることから事業費への助成増額について . . . p 18

宮城県精神障がい者家族連合会

- 12 (1) 当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 2.2 万人、精神通院医療認定者 3.8 万人（R5 年 3 月末の県内数）の生活の質の向上を目指し活動を行っているが、活動資金が大変厳しい。
(2) 県精神医療センターの富谷移転構想が会員で不安視する声が多い。説明を尽くしてほしい。 . . . p 19

宮城県知的障害者福祉協会

- 13 障害福祉サービス事業への処遇改善について . . . p 21

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

- 14 デフリンピック 2025 東京開催に向けて、地元宮城選出の選手に対し派遣費用の助成・育成費用の助成をお願いしたい。(特に海外での大会の際にはほぼ自己負担で参加しているのが現状)。PR 用の動画もあるので機会を見て啓発に活用していただきたい。 . . . p 23
- 15 手話の理解・普及促進のための指導者の養成費用の助成をお願いしたい。 . . . p 24

公益財団法人宮城県母子福祉連合会

- 16 県の施設等における自動販売機の設置について . . . p 25

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）の増額

【現状】

- 特例貸付は終了したが、当面の間は生活に困窮する方々からの本事業のニーズは減少することはないと予想されます。
- 本会では受付業務を各区支部事務所で行っていますが、このうち、青葉区宮城支部事務所での人員配置に係る委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）（以下「委託料」という）が認められていません。
- 併せて、同一労働同一賃金や最低賃金の引き上げなどへ対応するため、令和2年度から担当職員の待遇改善を実施していますが、委託料の増額が認められていません。
- 区事務所のとりまとめ及びスーパーバイズ、県社協や関係機関との調整を行う本会本部の基幹的業務について、他業務を兼務している正職員が行っていますが、係る人件費が認められていません。

【課題】

- 生活困窮世帯の自立支援を行うにあたり、相談支援は本事業の根幹となる業務です。担当職員である貸付相談員は単に貸付制度の受付や説明を行う役割ではなく、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気づき、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へつなぐ役割を担っており、本事業のニーズは極めて大きく、この状況が当面の間継続することが予想される中、複合的な課題を抱えている方へ貸付を行う貸付相談員の役割は今後増々重要になってきております。
- このような役割を担うには人口規模の大きい本市においては、各区支部に相談員を配置し、身近な相談窓口を準備する必要があり、人的資源確保が必須であるとともに、初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、その職務に見合った待遇にする必要があります。
- コロナ禍による生活困窮世帯（者）の急増に対応しきめ細やかな支援を長期的に実施するために、また、今後10年間以上にわたる特例貸付の償還事務への対応を踏まえ、支援体制の強化を早急に図る必要があります。

【要望事項】

○委託料の増額

各区支部への適正な相談員（本会青葉区宮城支部事務所の貸付相談員）の配置に係る経費及び相談窓口の強化を図るため、基幹的業務を行う専従の正職員の配置に係る増額予算の確保について、国への働きかけを含め強く要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

宮城県における日常生活自立支援事業の市町村支援について

【現状】

宮城県における日常生活自立支援事業は、国庫補助の基準額を超過している現状から、近い将来、現状予算額での運営ができなくなります。この問題を回避するために、現在、宮城県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会（仙台市を除く）において見直しに向けた検討を進めているところです。

【課題】

国庫補助基準額での事業運営となる場合、基幹的社会福祉協議会の課題としては、従来どおりの受託費は期待できないため、契約件数に応じた職員の配置をした際には、不足額の補填ができない限り、事業運営が困難となる可能性が高くなります。

また、市町村運営方式となった場合の課題は、契約件数が一定数（35人程度）を超える市（大崎市、栗原市、登米市、石巻市、気仙沼市）においては専任職員の配置が可能となるものの基幹的同様の課題が生じること（不足額の発生）、規模の小さい市町村については他業務との兼任となるため、従来業務もしくは日常生活自立支援事業に従事することができなくなる可能性があること。更には従来からの業務における財源（市等の受託費や補助金）が削減されることが考えられ、法人としては日常生活自立支援事業を継続することはデメリットでしかありません。

特に石巻圏域においては、生活保護世帯の利用者の割合が高く、利用料は基本料金のみとなっており、不足額がより増える状況になります。

【要望事項】

市町村社会福祉協議会運営方式へ移行をする場合、市町村の理解なくしての移行は困難であると思われます。しかしながら、現時点において、宮城県から市町村への働きかけはされておりません。

事業の実施主体は宮城県、そして宮城県社会福祉協議会であるため、財源の支援には市町村は消極的との話もありますが、そもそも利用対象者は各市町村の住民であり、利用によるメリットは市町村も十分実感されていると考えます。

しかしながら、市町村ごとに判断しての財源支援の難しさはあると思われることから、成年後見制度利用促進施策（総合的な権利擁護支援の充実）も視野に入れ、宮城県から市町村への財政的なものを含めた運営の支援を要望するものです。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活安定資金貸付制度の抜本的見直しに係る国・県への働きかけについて

【現状】

生活安定資金については、低所得者に対する貸付金制度であり、単に融資を行うだけではなく、民生委員が貸付世帯に対して、経済的自立と生活意欲を助長するための関りと責任を持つことが特徴となっている貸付金制度であります。

貸付額は、原則 5 万円、必要に応じ 7 万円まで、据置期間は貸付日から 2 ヶ月、償還期間は据置期間後、1 年以内（貸付日から 1 年 2 ヶ月以内）となっており、償還方法については、一括償還と月賦償還がありますが、利用者の多くは、月賦での償還となっています。

【課題】

貸付対象者は低所得世帯であり、毎月の償還するお金の工面がそもそも難しい状況であり、また、貸付後、家族が病気やけがに見舞われることなどにより、期間内での償還が困難となるケースも見受けられております。

一方、本制度は、昭和 55 年の制度創設から 44 年を経過しておりますが、貸付額等については当時のままであり、ここ数年は借入れの相談はあるものの、金額が 5 万円と極めて少額であること、短期間での償還で低所得世帯にとっては負担も小さくないことなどから、貸付実績がほとんどない状況が続いており、少額、短期間での償還などが課題であると捉えております。

【要望事項】

低所得世帯への貸付けであることを踏まえつつ、利用しやすい生活安定資金貸付制度について、貸付額を現行の 5 万円から 10 万円へ増額するとともに、償還期間を据置期間後、1 年以内から 1 年 10 ヶ月（貸付日から 2 年以内）に延長するなど、制度そのものの抜本的見直しについて、国・県に強く働きかけしていただくよう要望します。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項 目】

自治体等の公的情報を視覚障害者が取得しやすい形で提供していただきたい

【現 状】

公的情報であっても提供されているものがごく一部にとどまっていて、情報が十分視覚障害者に伝わっていない実情があります。

【課 題】

視覚障害者の場合、提供される情報の形態が拡大文字・点字・テキストデータ・音声データ（デイジー形式・MP3等）・メール等多様なためそれら個々に対応するのが難しい現状があります。

【要望事項】

独力で情報を入手できない人には、自治体から情報の要旨を電話等で伝え、必要な方には詳細を口頭などで説明していただきたい。

【項目】

地域生活支援事業の意思疎通支援における視覚障害者に対する代読・代筆を実施して
いただきたい

【現状】

視覚障害者に対する代筆・代読は居宅介護の家事援助の一部として、又は同行援護の
中で行われてはいるもののニーズに十分こたえられていない現状があります。

【課題】

代筆・代読のニーズが自治体や福祉事業者に十分認識されていない。

【要望事項】

視覚障害者に対しても聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣などと同様、代筆・代読
者の派遣が行われるよう要望します。

【項 目】

災害時要支援者の個別支援計画について

【現 状】

視覚障害者への災害避難や防災については、地域において平常時に要支援者情報を収集し、災害時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者が少数なので、実態が十分把握しきれない面があります。

【課 題】

個人情報に配慮しつつ、直接本人から聴き取るなどしてニーズの把握に取り組む必要があります。

【要望事項】

災害時要支援者、特に重度障害者の個別避難計画を着実に策定していただきたい。

【項目】

視覚障害者の外出支援サービスを確保していただきたい

【現状】

公共交通の縮小、同行援護や移動支援のヘルパーの不足から視覚障害者の外出・社会参加が以前よりも困難になりつつあります。

【課題】

ヘルパーが業務内で自動車を使用することが認められていない、ヘルパーが要請されても報酬単価の低さから事業を実施する事業所と従事するヘルパーが増えていない。

【要望事項】

福祉有償運送制度の規制を緩和すること、視覚障害者の外出の機会を維持する意味から地域において同行援護や移動支援の事業所と従業者を確保していただきたい。

【項 目】

宮城県でも盲導犬の医療費補助を制度化していただきたい
(他県において、全面無料化や横浜市等では一部補助されています)

【現 状】

視覚障害者は白杖、ヘルパー制度、又は盲導犬を使用して公的機関・病院・日用品の買出し等に外出しています。白杖が破損した場合は公的資金（一部負担有）で購入できますが、盲導犬が体調を崩し病院等を受診した場合、医療費は全額個人負担になります。

【課 題】

盲導犬を受診した場合の医療費は高額であり、盲導犬を持ちたくとも医療費のことを考えると難しいです

【要望事項】

盲導犬は私達の目であり、身体の一部でもあり、白杖と同じくらい大切な補助犬です。盲導犬は厚生労働省で認めた補助犬であり、医療補助の制度化を是非実現していただきたい。

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会から
宮城県への要望

【項目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現状】

- (1) 令和5年4月、子どもの権利保障を掲げたこども基本法が施行され、第11条では子ども施策に対する子どもの意見の反映について定めています。しかし、経済的な厳しさ等の困難な環境にある子ども達は、声を上げづらい現状があります。
- (2) 児童館は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の中で、唯一0歳から18歳未満までの子どもを対象に、身近に寄り添いその健康を増進する施設です。現代の子ども・子育てを取り巻く環境の中で、児童館や児童クラブが担う役割はこれまで以上に大きなものとなっています。しかし、行政側にその存在や活動、意義が十分に理解されていると言えない状況が未だにあります。
- (3) 平成30年10月に改正された児童館ガイドラインにあるとおり、児童館職員は遊びの指導や生活の支援を通して子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにする役割のほか、配慮を必要とする子どもへの対応、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への対応も求められています。このことに対応するためには自己研鑽と経験の積み上げが必要ですが、子ども理解とよりよい支援のためには学校との共有等が不可欠になる現状があります。学校との相互理解はコミュニティスクール化と共に地域の子ども応援に今後更に必要になってくるはずですが、また、児童館及び放課後児童クラブの職員待遇は、児童福祉施設の他施設従事者と比べると改善が必要で、職員の多くがパートタイム等非正規雇用となっております。市町村間の格差も存在しています。
- (4) 各自治体における児童健全育成事業に対する考え方や取り組みに違いがあり、市町村間の児童館運営格差が存在します。県内の児童が等しく享受すべき支援にも格差が生まれている状況があります。
- (5) 放課後児童クラブ職員は、コロナ禍においても子どもの居場所と健康を守るため、働く保護者の支援のために感染拡大防止に正面から取り組んで参りました。職員は医療関係従事者や保育士等と等しく処遇されなければなりません、未だ相応の給与水準にあるとはいえません。

【課題】

- (1) 近年宮城の子どもたちは、東日本大震災やコロナ禍等の大変な経験をしてきました。更にその中には、貧困やヤングケアラー等の社会的課題の当事者である子どももいます。その声をどのように聞き、受け止め、政策に生かしていくのかは私たち大人の課題です。
- (2) 自治体及びその職員の中には、児童館が小学生のみを対象としている施設であると

認識していたり、小学生を対象とした保育施設（学童保育や放課後児童クラブ）と誤解していたりするケースが見受けられます。このことは、児童館ガイドラインに示される乳幼児期や中高生世代を含む子どもの発達に応じた支援や地域子育て支援機能、地域ネットワークの拠点機能といった児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとっては大きな課題になっています。

- (3) 学校は既に子ども理解のために幼保連携を明文化している自治体が多いのですが、児童館や児童クラブとの連携を掲げていない現状が多々あります。「学校は学校の中で解決」、「児童館や児童クラブで解決し学校へ持ち込まない」の現状が課題であると捉えています。

また、児童館職員には健康増進や情操を豊かにするための指導支援技術が必要であり、経験の積み上げが必要な職種であるにも関わらず、長期にわたって安定的に勤務できる労働環境が整っていない課題があります。

- (4) 自治体として、全児童を対象とした児童健全育成推進のビジョンを持つことが必要です。自治体間において情報や課題を確認し共有する機会や相談支援の機会がないことが、児童館運営の地域格差につながっています。
- (5) 令和元年10月3日発布の「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」（厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長発 子子発 1003 第1号）により、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう処遇改善に努めることが必要とされており、国も制度活用の推進を図っています。それにより処遇改善を実施する自治体が出てきていますが、全てではありません。未実施の自治体に勤務する職員との間に差が生じていることで、他自治体への職員の流出が予想され、人材の確保に支障が出るのが懸念されます。

【要望事項】

- (1) 令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、同年6月には子どもの貧困対策法成立10年の節目を迎えました。これまで以上に子どもたちの声を聴いていくこと、子どもたちの権利を保障していくことを、官民一体となって行動していくことが求められていると思います。児童館には地域の子どもの支援の拠点としての役割があり、まさに「こどもがまんなか」を実践してきました。その機能を十分に生かせるよう、継続的な支援をお願いいたします。
- (2) これまで以上に児童館は行政とのパートナーシップを図り、官民協働で児童の健全育成に取り組む必要があります。児童館は子どもの拠点であるとともに、切れ目ない子育て支援の実現の場、子どもをまんなか地域共生社会を推進する施設です。宮城県全体が児童館の存在意義や活動を理解し、児童館が地域の貴重な社会資源であることへの更なる理解の促進をお願いいたします。
- (3) 学力に関することではなく、配慮を要する児童や子どもの貧困等から児童の健全育

成と子どもがより力を発揮できる「こどもがまんなか」の環境を作るために、各自治体及び教育委員会での協議等をお願いいたします。

また、児童館及び放課後児童クラブ職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、宮城県として各自治体への働きかけをお願いいたします。

- (4) 県内自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を推進及び支援する担当部署を設置し、恒常的に児童健全育成に携わる関係者や団体、市町村担当課と情報や課題を共有できるよう、県内すべての児童に対する児童健全育成を目指してくださるようお願いいたします。
- (5) 国の施策である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用を、未実施の県内自治体に強く働き掛けて頂くよう重ねてお願いいたします。

宮城県身体障害者施設協議会から
宮城県への要望

【項目】

障害福祉（介護）職員をはじめ福祉従事者への更なる基本報酬と処遇の改善について

【現状】

福祉従事者への基本報酬や処遇の改善は、年次取り組んで頂いておりますが、わが国の平均賃金との格差が依然として解消されておられません。基本報酬や処遇の改善の根幹は、人材確保にあります。福祉従事者への志があっても他業種との格差により、現実的な生活力の視点から敬遠される現状にあります。

【課題】

福祉従事者の担い手不足は、わが国の福祉行政の根幹に関わる課題となっています。担い手が希望をもって業務に携われるよう、格段の努力をいたしておりますが、確信をもって推奨できる基本報酬や処遇となっていない状況下にあります。まずは、他業種との格差の是正が喫緊の課題となっています。

【要望事項】

施設経営、とりわけ人材の確保による福祉サービスの維持のため、加算はもとより基本報酬にも着目して頂き、処遇の拡大や更なる改善を要望するものです。

【項目】

物価高騰にて施設経営が著しく逼迫していることから事業費への助成増額について

【現状】

近年の物価高騰は、異常と捉えられますが、中でも電気代、燃料費、食材費の数値が約 1.25 倍(前年比)にも上昇し、今日では 3 割超の施設が赤字経営となっております。すでに、自治体より助成金の交付を頂いておりますが、例えば業務委託先との継続的契約への不安が募るなど、経営努力も限界の域にあります。

【課題】

物価高騰は、事業費、事務費支出を著しく逼迫させる要因となっており、いわゆる企業努力では限界となっています。結果として、施設経営はもとより、福祉サービスの質にまで及ぶものであり、本来の支援施設の根幹に関わる大きな課題となっています。

【要望事項】

物価高騰は、止まらない情勢にあります。社会的使命を具現している施設の経営維持のために、物価上昇率に見合った助成を継続して頂けるよう要望するものです。

宮城県精神障がい者家族連合会から
宮城県への要望

【項目】

- (1) 当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 2.2 万人、精神通院医療認定者 3.8 万人 (R5 年 3 月末の県内数) の生活の質の向上を目指し活動を行っているが、活動資金が大変厳しい。
- (2) 県精神医療センターの富谷移転構想が会員で不安視する声が多い。説明を尽くしてほしい。

【現状】

当連合会は障がい者家族の会費及び賛助会員からの協力金で運営を行っている。会員数は高齢化や死亡などで減少が続き、一方で障がい者は毎年増加とうらはらな経過を辿っている。以前は規模の大きい精神病院に多くの精神疾患者が長期入院していたが地域移行支援事業によって家族会は解散、一方、年齢の若い家族は会への参加に消極的。増加を続ける精神障がい者は、生活困窮が後を絶たない。

【課題】

精神の疾患者は概ね内向きな気質で、進んで窮状を訴えたり、生活基盤の構築に積極性がなく、一人で悩みを抱え込んでしまう。これらの解消には家族の援助が必須であるが、家族もまた疲弊する現状がある。当連合会はこれらを汲み取り組織だって少しでも障がい者の、生活向上に資するよう活動を行っている。会の維持には運営費が伴うが活動資金が年々減少し、改善策を模索している。

【要望事項】

精神障がい者の自死や生活保護受給は健常者とは比較できないほどの多数である。家族会の活動はこれらの抑制を図ることに主眼に置くもので、少しでも健全性が向上すれば社会保障費をはじめとする行政コストの削減に資するものとする。家族会のもたらす効果の認知度を向上させたい。今、精神障がい者の家族会は格段に増えた情報を個別に取得できるため年々結束が弱まっている。精神障がい者の数は毎年増加する傾向にあるが、若い世代ほど障がいを表ざたにしたくないという心理から家族会等への参加には消極的である。一方、障がい者家族会という立場に関わらず障がい者の利益追求は当連合会等が担うことが理にかなっていると思われ、そのような観点から活動資金に目を向けてもらいたいと要望するものである。

宮城県知的障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

障害福祉サービス事業への処遇改善について

【現状】

未だにエネルギー価格の高騰をはじめとする物価高騰が続いており、国の電気、ガス、ガソリンの補助も終了する予定です。宮城県内の多くの障害福祉サービスの事業所の経営を益々圧迫している現状です。今年度の賃上げは大企業では5%、組合がある中小企業（連合調べ）でも3%以上が報道されています。一方、障害福祉サービス事業所における処遇改善は令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップに繋がるよう、今般の報酬改定において「福祉・介護職員等処遇改善加算」（新加算）が創設されたものの、以前から指摘されている企業と福祉分野との給与格差は大きく、福祉分野の処遇改善が急務です。今後一層、福祉人材の確保が困難になることが懸念されます。

【課題】

物価高騰は事業所だけでなく、所得の少ない障害のある人たちの生活に大きな影響を及ぼしています。障害福祉サービスの利用者並びに障害福祉分野の就業者の生活を守るためにも、障害福祉分野における物価高騰・賃金上昇に対する施策は国レベルに留まらず、宮城県独自においても補助施策が必要と考えます。

【要望事項】

（1）エネルギー補助施策による処遇改善について

利用者サービスに必須の送迎や通院、冷暖房や調理等がエネルギー高騰により、サービスの低下に波及しないように事業所及び職員に対する宮城県独自の「エネルギー補助施策」を要望します。

（2）補足給付（特定障害者特別給付費）の額について

補足給付（低所得者に対し、障害者支援施設における食費や光熱水費の一部を支給、グループホームにおける家賃を助成）の額については、光熱水費や物価の上昇率等を反映し、その増額分は宮城県独自での加算措置を要望します。

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会から
宮城県への要望

【項目】

デフリンピック 2025 東京開催に向けて、地元宮城選出の選手に対し派遣費用の助成・育成費用の助成をお願いしたい。(特に海外での大会の際にはほぼ自己負担で参加しているのが現状)。PR用の動画もあるので機会を見て啓発に活用していただきたい。

【現状】

デフリンピックはオリンピック・パラリンピックと同様に4年に1回開催されている世界規模の装具スポーツ競技。パラリンピックよりも歴史は長いですが、知名度が低いのが現状。デフとオリンピックの造語。

【課題】

- ・デフリンピックの周知の機会を増やすこと。(動画の活用など)
- ・選手派遣、養成の費用の助成。

【要望事項】

要望項目の通り。

【項 目】

手話の理解・普及促進のための指導者の養成費用の助成をお願いしたい。

【現 状】

令和 3 年に宮城県手話言語条例が制定され、塩竈市（R2）や名取市（R4）でも制定されて以降、県民向けの手話教室の開催等が増えている。手話奉仕員養成や手話通訳者養成のための講師養成は現在実施中であるが、これとは別途に初級レベルの内容が教えられる講師が不足しているのが現状。講師として必要な知識・技能を備えた講師が不足している。

【課 題】

初級レベルの講師養成が喫緊の課題。

【要望事項】

要望項目の通り。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項目】

県の施設等における自動販売機の設置について

【現状】

県内のひとり親家庭の親子に交流の機会等を提供し、参加者同士の交流や情報交換によりひとり親家庭の孤立をなくす事業を行っています。

新型コロナウイルス感染症の5類移行、対応の緩和がなされましたが、ひとり親家庭のおかれた環境の厳しさには変わりはありません。仕事・育児・家事を一人で担っているひとり親の負担は依然として重く、生活や子育てに関する悩みや不安も増大している状況です。

当会では、ひとり親が抱える様々な問題や共通の悩みについて、解消の一助とすることを目的に事業を実施しておりますが、期待は大きいものの、現実には財源の確保に苦慮しているところです。

現在、公共施設における自動販売機設置による収益を事業活動の財源に充てており、県の施設（地方機関）には計3台を設置させていただいております。しかしながら、コロナ禍の影響は薄らいできたものの、絶対数が少ないため、十分な収益を得るにはほど遠い状況です。

【課題】

母子福祉連合会は、公益認定を受ける際に自動販売機の設置のみを事業として認められた経緯があります。近年、県及び関連施設では自動販売機設置に関し入札を実施しており、県母連が事業運営者でないことから、設置する機会を喪失している現状となっております。

【要望事項】

県の施設における自動販売機の設置及び運営については「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子福祉連合会に発注されるよう要望するものです。また、市町村や民間事業者に対し発注の働きかけをされるよう併せて要望いたします。